

倫理法人会で学ぶ純粋倫理とは、「実行によって直ちに正しさが証明できる生活法則」と定義されます。ポイントは、「やってみればその正しさがわかる」という点と、「生活法則」である点です。法則とは、世の中の約束とも捉えることができます。

純粋倫理のエッセンスが記されている『万人幸福の栞』の十七箇条を読んでもみると、第一条「今日は最良の一日、今は無二の好機」、第二条「苦難は幸福の門」、第三条「運命は自らまねき、境遇は自ら造る」と続きます。これらの世の中の法則を理解し、それに従うならば幸福が訪れ、逆に破ることがあれば幸福を逃してしまうのです。しかし、中には「信じられない」と感じる箇所があるかもしれません。例えば、夫婦仲がうまくいっていない人にとって、第五条「夫婦は一对の反射鏡」は信じたくないものでしょう。子供の非行に手を焼いている親にとつては、第六条「子は親の心を実演する名優である」と記されているのを見て、「そんなことはあり得ない」と思いたくなるのではないのでしょうか。

しかし、純粋倫理の法則は、この世の全ての事象に例外なくあてはまるものです。この法則に対して異議を唱えるのは、計算で例えるなら「一十一〓三です」と突飛な主張をしているようなものなのです。

ある会員の体験談を紹介します。法人会の仲間と共に、第十二条「得るは捨つるにあり」の実践を始め、まずは身近な物から



## 純粋倫理の法則を知り 課題の実践に取り組もう

処分していききました。各々の実践の様子を日々「匿名グループ」でシェアしながら続けていると、物を捨てるにつれて身軽になっていくように感じられました。

そんなある日、事件が起こりました。同居していた義理の母が金銭トラブルに巻き込まれ、借金を負ってしまったのです。訴訟を起せば勝って借金を回避できる可能性もありましたが、親族間のトラブルであることから、義母が心労で体調を崩していることから、妻と相談して数百万円を肩代わりすることにしました。それによりトラブルは収束しました。

時を同じくして、転居の話が持ち上がりました。以前は義母の反対で転居が叶いませんでしたが、今回は賛成してくれたのです。さらに、現在の住居が予想以上に高値で売れ、夫婦で願った通りの新居を得ることができ、トントン拍子に事が運びました。

今回の経緯を通して、この会員は、『栞』にある「二宮尊徳先生が、弟子に示したらしいの水の例話のように、欲心を起こして水を自分の方にかきよせると、向うに上げる。人のためにと向うにおしやれば、わが方にかえる。金銭も、物質も、人の幸福も亦同じことである」という箇条の正しさを実感できたと言います。

純粋倫理は生活の法則であり、社会の約束でもあります。信じていたい部分もあるかもしれませんが、そこに自分の課題があるのかもしれない。その実践に取り組むことで、明るい未来が待っているはず。